

郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月4日

郡山市長 品川 万里

## 郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症に対応するため、感染管理認定看護師を育成する事業（以下「事業」という。）を行う市内の第二次病院群輪番制病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染管理認定看護師 感染対策における高度な専門知識及び能力を有する者として、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が認定する看護師をいう。
- (2) 第二次病院群輪番制病院 別表に掲げる病院をいう。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、日本看護協会が認める感染管理に係る専門課程の受講に要する入学検査料、入学金、授業料、実習費、教材費、認定審査料、交通費、宿泊費等の当該課程の修了に必要な経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、事業の対象となる看護師1人当たり200万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、他の補助金の交付の対象となる経費又は寄附金その他の収入については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額予算書（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額明細書（第2号様式）
- (2) 感染管理認定看護師養成計画書（第3号様式）
- (3) 他の補助金の交付決定通知書の写し（補助対象経費が他の補助金の対象である場合に限る。）

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の収支決算書は郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額決算書（第4号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業実績額明細書（第5号様式）

(2) 領収書等支出の内容が確認できる書類

(3) 認定看護師の認定書類又は教育課程修了証等の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

別表（第2条関係）

第二次病院群輪番制病院
一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院
一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
一般財団法人慈山会医学研究所附属坪井病院
一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
医療法人明信会今泉西病院
公益財団法人星総合病院
公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院

第1号様式（第4条関係）

郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額予算書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

総事業費 A	
補助対象経費の支出予定額 B	
寄附金その他の収入額 C	
差引額 (B - C) D	
補助限度額 E	
支出選定額 F	
補助基本額 G	
補助金所要額 H	

備考

- 1 E欄には、看護師1人当たり2,000,000円を限度とする金額を記入すること。
- 2 F欄には、B欄の金額とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 3 G欄には、D欄の金額とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄に記載された額に1,000円未満を切り捨てて記入すること。

第2号様式（第4条関係）

郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額明細書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

1 支出

（単位：円）

費目	支出予定額 A	補助限度額 B	支出選定額 C	支出予定額積算内訳
(補助対象経費)				
小計①				
(補助対象外経費)				
小計②				
合計 (①+②)				

備考 費目欄の補助対象経費欄には、要綱第3条第1項に規定する補助対象経費ごとに記入すること。

2 収入

（単位：円）

費目	収入予定額	収入予定額積算内訳
合計		

第3号様式（第4条関係）

感染管理認定看護師養成計画書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

受講看護師氏名	
受講看護師所属	
受講看護師職名	
受講年度	
受講先	
受講後の配置・活用計画	

郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業所要額決算書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

総事業費 A	
対象経費の実支出額 B	
寄附金その他の収入額 C	
差引額 (B - C) D	
補助限度額 E	
支出選定額 F	
補助基本額 G	
補助金所要額 H	
交付決定額 I	
補助金受入済額 J	
差引過不足額 (J - I) K	

備考

- 1 E欄には、看護師1人当たり2,000,000円を限度とする金額を記入すること。
- 2 F欄には、B欄の金額とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 3 G欄には、D欄の金額とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄に記載された額に1,000円未満を切り捨てて記入すること。
- 5 K欄には、J欄の金額からI欄の金額を差し引いた額を記入すること。

郡山市感染管理認定看護師重点育成支援事業実績額明細書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

1 支出

(単位：円)

費目	実支出額 A	補助限度額 B	支出選定額 C	実支出額積算内訳
(補助対象経費)				
小計①				
(補助対象外経費)				
小計②				
合計 (①+②)				

備考 費目欄の補助対象経費欄には、要綱第3条第1項に規定する補助対象経費ごとに記入すること。

2 収入

(単位：円)

費目	収入額	収入額積算内訳
合計		